

ZENSATO Monthly

全里マンスリー

2017年4月号 VOL88.

2017年4月10日(月)(公財)全国里親会

日本財団が「養子の日イベント」を開催

養子縁組への理解を深めるために4月4日を養子の日と定めていますが、日本財団は4月2日(日)に「よしの日2017」を開催しました。およそ200人もの養子縁組、里親関係者が参加しました。

イベントのハイライトは、自身も養子であるシンガーソングライター、川嶋あいさんのミニライブ。亡くなつた養母への感謝の歌に会場も温かい雰囲気に包まれました。

全国里親会としてもブース出展を行い、厚生労働省のポスターや各県の里親会のパンフレットなどにより里親の普及啓発を行いました。当会河内会長、吉田福岡県里親会副会長、太田北海道里親会連合会会长が来訪者の相談に応じ(写真左から順)、大西事務局長もブースの対応を行いました。多くの方々に全国里親会の展示ブースに足を運んでいただきました。

**厚生労働省が養子縁組里親の研修内容を告示しました**

養子縁組里親の研修課目について厚生労働省は3月31日付で、告示を行いました。これは児童福祉法改正によって養子縁組里親にも研修が義務付けられたことによるものです。

課目は、児童福祉論、養護原理、里親養育論、発達心理学、小児医学、里親養育援助技術、里親養育演習、養育実習。養育里親や専門里親の研修を受講したものについては科目の一部を免除することができる、としています。

また、養子縁組里親の更新期間が5年と定められましたが、更新の研修の課目は次の通りです。児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習、養育実習。

特別養子縁組の年齢引き上げ

普通養子縁組とは異なり戸籍上も親子となる特別養子縁組。民法では特別養子縁組の対象年齢を、裁判所への申し立て時点で6歳未満とし、それ以前に里親などとして養育している状況があるといった事情が認められれば、8歳未満と規定していますが、現在、政府の有識者会議で、対

象年齢の引き上げが議論されています。

一時保護への司法関与について

急増する児童虐待について政府は司法の関与を強化する閣議決定を行い、児童福祉法を改正する予定です。

そのなかで、一時保護が2カ月を超える場合には家裁に保護の継続を申し立てて、審査を受ける規定を設けています。一時保護の長期化を抑制するのが狙いです。

男性カップルが大阪市で里親認定

大阪市が男性カップルを養育里親と認定して話題になっています。厚生労働省も全国で初めてではないか、とコメント。

日本財団が養子縁組家庭の生活実態調査を発表

日本財団の「養子縁組家庭の生活実態調査(15歳以上)」がこのほどまとまり、発表されました。

主な結果としては、

- ・養親の95.6%は子どもを育ててよかったと感じている。
- ・子どもの90%は養父母に育てられてよかったと感じている。
- ・子どもの96%は、親(養父母)から愛されていると思っている。
- ・子どもの26%は養子であることで嫌な思いをしたことがあるが、74%は嫌な思いをしたことはない。
- ・子の幸福度の平均は7.6で一般平均の6.41よりやや高い。
- ・子どもの92%は、自分が養子であることを知っている。
- ・子どもの83%は、真実告知を受けてよかったと思っている。
- ・養子は里親家庭、児童養護施設出身者と比較すると、専門学校・短大・大学への進学率が高い。

調査にあたった日本財団の高橋恵理子さんは、次のように述べています。

「養子縁組家庭は、養子縁組が成立した後のアクセスが難しく、日本ではこれまであまり実態をつかむ調査が行われていませんでした。今回の調査では、養子縁組家庭で育った子どもの学歴や生活状況が児童養護施設の出身者と比較すると良いという結果になり、子どもに恒久的な家庭を提供する養子縁組という制度が、児童福祉として重要であることが示されたと思います。一方で養育里親に比べて支援が少ないという不満や、子の出自について知る方法の制度の確立を望む声などもあり、養子縁組が成立した後の支援の課題も明らかになりました。今後はこの調査が、日本で一人でも多くの子どもが幸せな家庭で育つ一助になることを願っています。調査期間が短くご迷惑をおかけいたしましたが、ご協力いただいた全国里親会、各里親会、児童相談所や社会福祉協議会の皆様にお礼申しあげます」。